

技能実習生の入国・在留管理に関する指針の概要

1 指針策定の意義（指針第1の2）

新たな技能実習制度の下で適正な技能実習を実施するために、監理団体や実習実施機関等が留意すべき事項、不正行為となる事項などについて明らかにした。

2 技能実習生の受入れに際し留意すべき事項

(1) 制度本来の趣旨を理解すること（指針第1の1(1)及び第2の3(2)②）

技能実習制度の趣旨が、技能等の移転を通じた「人づくり」という国際協力、国際貢献にあることを実習実施機関等が理解していなければならないことを明記。

(2) 技能実習計画の策定（指針第2の3(1)）

技能実習計画の策定に当たっては、人材育成の観点に立つことが重要であり、技能実習の節目における到達目標をきちんと定めることにより、計画的・段階的に技能等を修得できる内容にすることが必要であることを明記。

(3) 不適切な方法による技能実習生の管理の禁止（指針第2の3(2)⑨及び(3)⑦）

技能実習生に対して宿舎からの外出を禁止したり、技能実習生の旅券や外国人登録証明書、預金通帳等を預かってはならないことを明記。

(4) 講習の実施（指針第2の3(2)③及び(3)⑫）

省令で義務付けている講習の実施について、①「日本語」、「本邦での生活一般に関する知識」、「技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「本邦での円滑な技能等の修得に資する知識」の科目全てが含まれていなければならないこと（団体監理型では、「技能実習生の法的保護に必要な情報」に係る講義は専門的な知識を有する外部講師が行うこと）、②実習実施機関の工場の生産ライン等商品を生産するための施設においては見学以外の活動は認められないこと、③講習を実施する機関が講習の実施状況（実施時間、内容、講師名等）を日誌に記録し、少なくとも当該講習を含む技能実習の終了から1年間は保管しなければならないことを明記。

(5) 講習手当・賃金の支払い（指針第2の3(2)⑩及び(3)⑨）

講習手当を支払う場合は、講習を実施する監理団体が本邦入国前に支払額を明示した上で直接かつ確実に支払わなければならないことを明記。

賃金は実習実施機関が労働関係法令を遵守して確実に支払う必要があり、食費や寮費等を賃金から控除する場合は労使協定を締結しなければならず、また、実費を超える額を控除してはならないことを明記。

(6) 帰国担保措置（指針第2の3(2)⑬及び(3)⑬）

帰国旅費については、監理団体又は技能実習機関が全額負担しなければならないことを明記。

3 監理団体において留意すべき事項

(1) 監理の在り方（指針第2の3(2)①）

「監理」とは、技能実習生を受け入れる団体が実習実施機関において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習を実施しているかどうかを確認し指導することであり、新たな技能実習制度では技能実習1号の期間だけでなく、技能実習2号の期間も監理団体による監理の対象となることを明記。

(2) 相談体制の構築（指針第2の3(2)④）

省令で監理団体に義務付けている技能実習生からの相談体制について、休日や夜間の相談や技能実習生の母国語での相談にも対応できるようにすることが望まれるほか、技能実習生から相談を受けた相談員は、相談内容を記録するとともに、相談内容に応じて公的機関や実習実施機関の生活指導員等と連携して適切に対応する必要があることを明記。

(3) 監理費の適正な取扱い（指針第2の3(2)⑩）

監理団体は技能実習の監理に要する費用を徴収する場合には、技能実習生に直接又は間接に負担させてはならないことを明記。

送出し機関が技能実習生の派遣等に要する費用を「管理費」と称して徴収する場合は監理団体が支払うべきものであり、技能実習生に負担させてはならないことを明記。

(4) 監査・報告の在り方（指針第2の3(2)⑬）

監理団体の役員で技能実習の運営について責任を有する者（監査の対象となる実習実施機関の経営者又は職員を兼務する者は除く。）が3か月に1回以上行う必要がある監査については、現地に赴いて技能実習生から進捗状況等を直接聴取したり、技能実習日誌を確認するなどして技能実習の実施状況を把握するとともに、賃金台帳等を確認して技能実習生の労働時間や賃金の支払いが適法に行われているかも確認する必要があることを明記。

(5) 訪問指導の在り方（指針第2の3(2)⑭）

訪問指導は、技能実習計画の内容を十分に把握し実習実施機関に対して適正な指導を行うことができる監理団体の役員又は職員（原則として当該計画を策定した者。ただし、当該団体の監理の下で技能実習を実施する実習実施機関の経営者又は職員を除く。）が1か月に1回以上実施し、訪問指導の実施状況を記録して監理団体が保管しなければならないことを明記。

(6) 監理団体の体制等の整備（指針第2の3(2)⑱）

傘下の実習実施機関数や実習実施機関と監理団体の事務所との距離等を勘案して、監理団体が監理を十分に行うことができるような常勤職員数の確保など体制と規模を組織として備えることが必要であり、また、職員に対して制度の趣旨や監理すべき事項等を理解させることが必要であることを明記。

4 実習実施機関において留意すべき事項

(1) 技能実習計画に従った技能実習の実施（指針第2の3(3)①）

制度の趣旨に照らして技能実習生に対する指導が可能な体制の下で技能実習計画に従って技能実習が行われ、その実施状況を技能実習日誌に記録しなければならないこと、また、時間外労働等を行わせる場合には技能実習生に対する指導体制が整っていないしなければならないことを明記。

(2) 生活指導員及び技能実習指導員の在り方（指針第2の3(3)③及び④）

生活指導員は、技能実習生の生活上の留意点について指導し、生活状況の把握や相談にも応じるなどして問題の発生を未然に防ぐように努めなければならない、また、技能実習指導員は、自らの指導能力を向上させるとともに、技能実習生に具体的な目標を与え、成果をチェックするなど技能実習の効果を高める工夫をする必要があることを明記。

(3) 労働関係法令の遵守（指針第2の3(3)⑧）

適正な技能実習を実施するために労働関係法令を遵守することが必要であるとともに、実習実施機関には、雇用契約において労働条件（賃金、労働時間等）を技能実習生に明示する義務があり、雇用契約書等を母国語でも作成して雇用契約の内容を技能実習生に十分理解させるようにしなければならないこと、技能実習生について労働時間管理を行う必要があること等を明記。

5 送出し機関との関係において留意すべき事項

(1) 保証金の徴収の禁止等（指針第2の3(4)④）

送出し機関等が技能実習生やその家族等から保証金を徴収するなどして金銭その他の財産を管理したり、労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合には当該送出し機関からの技能実習生の受入れは認められないことを明記。

また、送出し機関、監理団体、実習実施機関及びあっせん機関の間で相互に、技能実習生の労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合も技能実習生の受入れが認められないことを明記。

(2) 適正な技能実習生の選抜（指針第2の3(2)⑦、(3)⑤及び(4)①）

団体監理型においては、監理団体が、技能実習生、送出し機関、実習実施機関それぞれの適格性を確認するため、監理団体が技能実習生の選抜・受入れを送出し機関や実習実施機関に任せることなく、技能実習生の選抜方法や条件、事前の説明事項などについて、送出し機関、監理団体及び実習実施機関が協力して十分に打ち合わせを行い、受け入れる前の段階で技能実習生を選抜することが重要であることを明記。

(3) 帰国後の修得技能等の活用状況に関するフォローアップ（指針第2の3(2)⑩）

及び(4)⑤)

技能等を海外に移転するという技能実習の趣旨から、技能実習生が帰国後に本邦で修得した技能等を活用する業務に従事しているかどうかのフォローアップを行う必要があることを明記。

(4) 不適正な送出し契約を発見した場合の対応（指針第2の3(9)）

監理団体及び実習実施機関は、技能実習生を受け入れる際、送出し機関と技能実習希望者との間で締結された送出しに係る契約を把握し、保証金の徴収に関する規定等不適正な内容が発見した場合は、当該送出し機関からの受入れを直ちに停止するとともに、地方入国管理局に報告しなければならないことを明記。

6 技能実習を継続できなくなった場合の取扱い（指針第2の3(7)）

実習実施機関の倒産、不正行為認定、実習実施機関と技能実習生との間に諸問題が生じたなど技能実習生本人の責めによらない事由により継続困難となった場合、その事実と対応策を速やかに地方入国管理局に報告する必要がある。また、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望し、適正な技能実習が実施可能な他の機関に受け入れられるときは、引き続き在留することが認められるため、技能実習を継続できなくなった機関は、関係機関の協力・指導等を受けるなどして技能実習生の新たな実習実施機関を探す必要があることを明記。

7 事故等への備え（指針第2の3(8)）

監理団体又は実習実施機関は、技能実習生が雇用契約に基づいて技能等の修得活動を開始する前に、その事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていることが省令で義務付けられており、実習実施機関が労働者災害補償保険法による暫定任意適用事業に該当する場合でも、技能実習生を受け入れるに当たっては、労働者災害補償保険あるいはこれに類する他の保険に加入することなどにより当該保障措置を講じなければならないことを明記。

8 不正行為（指針第4）

不正行為とは、技能実習の適正な実施を阻害する行為であり、不正行為を行ったと認定された実習実施機関等は、法務省令の規定に基づき、行為の重大性に応じて5年、3年又は1年の期間、技能実習生の受入れを行うことができない。

いかなる行為が不正行為の対象となるのかについて理解が深まるように、不正行為の具体例を挙げて不正行為の対象となる行為を明確化した。